

# 入札保証金適用範囲の拡大について (入札ボンド制度)

平成22年4月1日から、予定価格7億円以上の建設工事について、入札保証金の納付を原則とするとともに、入札ボンド制度を適用します。(従来はWTO案件のみ)

入札ボンド制度については、公共工事の入札に当たり、履行能力が著しく懸念される等の不良不適格業者の排除や、与信枠の設定による過大な入札の抑制を図るため、平成21年度からWTO対象工事に適用してきました。

## 【入札ボンドとは】

入札参加者に対して、金融機関等による審査・与信を経て発行される保証の予約的機能を有する証書」を求める制度です。  
対象工事については、入札ボンドの提出があれば、入札保証金(現金)の納付を求めないものとします。

※ 提出時期等、具体的には該当する個々の案件の入札公告及び入札説明書をご覧ください。